

ごみの屋外焼却行為は法律で禁止されています

ごみの屋外焼却行為は、健康だけでなく環境にも深刻な影響を与えるため、法律で禁止されています。

違法な焼却行為をした場合、5年以下の懲役または1000万円以下の罰金が科せられる場合があります。

例外的に認められている焼却をやるを得ず行う場合は、次のことに注



例外的に認められている焼却

認められている行為	具体例
風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却	正月の門松、しめ縄などを燃やす行事
農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却	農業者が行う稲わらの焼却、漁業者の網に付着した海藻類などの焼却
たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって、軽微なもの	たき火、キャンプファイヤー

意してください。

◆注意事項

- 家庭ごみや農業用廃プラスチック（ビニールハウスのビニールなど）と一緒に燃やさない。
- ※農業用廃プラスチックは、「産業廃棄物」として扱われており、農業者が適正に処理するよう法律で定められています。収集日に指定された処分場に搬入してください。
- 風の強い日には行わない。
- 周りに燃えやすいものがある場所では行わない。
- 焼却中はその場所を離れないようにし、焼却後は水をかけ火が消えたことを確認する。
- 煙や臭いで周囲に迷惑をかける。

※例外規定とされた行為であっても、生活環境上支障を与え、苦情などがある場合は、改善命令、各種の行政指導の対象となることがあります。

- ▼ 清掃管理課 ☎ 23局 35338
- ▼ 環境衛生課 ☎ 23局 3541
- ▼ 農政課 ☎ 23局 3517

家庭の庭から出た枝木類 搬入時は仕分けをお願いします

赤羽根環境センターでは、家庭の樹木を剪定した枝や草などの受け入

れを行っています。

▼ 申し込み 清掃管理課または各資源化・環境センターにある「家庭の剪定枝等搬入届出書（市ホームページからもダウンロード可）」に必要事項を記入のうえ、搬入時に提出

◆搬入時は種類ごとに仕分けを

- 枝木 Ⅱ 長さ約 2 m に切り、直径 10 cm 以上の幹は枝を払ってください。
- 竹・笹 Ⅱ 車に積み込んで搬入できる程度の長さにしてください。
- 草 Ⅱ 土を落としてください。



※農地・山林から出た枝木類は、搬入できません。

▼ 清掃管理課 ☎ 23局 35338 FAX 23局 0180
 HP <http://www.city.tahara.aichi.jp/>

野犬対策にご協力を

「小学校のうさぎ小屋が野犬に襲われた」「家畜が野犬に襲われた」など、最近、野犬に関する苦情が多く寄せられています。

野犬による被害をなくすために、次のことにご協力ください。

◆市民の皆さんへ

生ゴミが野犬のエサにならないよう、適切に処理しましょう。

- 家庭から出る生ゴミは、必ず決められた日時・場所に出してください。
- 生ゴミを堆肥にしている方は、コンポスターなどをご利用ください。
- 野犬には絶対にエサを与えないでください。

◆犬を飼っている方へ

飼いだ犬が逃亡しないよう、ご注意ください。

- 係留器具（首輪・鎖・リード・杭）の破損・磨耗・変形を見つけたら、すぐに交換してください。
- 放し飼いは、絶対にしないでください。

◆畜産農家の方へ

家畜などが野犬におそわれないよう、ご注意ください。

- 家畜（牛・豚・鶏など）が襲われたり、家畜のエサが盗み食いされたりしないよう、畜舎周りに進入防止策（フェンス・カーテンなど）を講じてください。
- 死亡した家畜は、正しく処理してください。

▼環境衛生課

☎ 23局 3541 FAX 23局 0180

▼県動物保護管理センター東三河支所

☎ (0532) 33局 3777